

第 5 次三郷市総合計画策定方針

平成 31 年 4 月 12 日市長決裁

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 22 年度を初年度とする第 4 次三郷市総合計画に基づき、計画的に市政運営を進めているところです。

現行の総合計画は、平成 32 年度（2020 年度末）に計画期間の終了を迎えます。このことから、新たなまちづくりに向けた第 5 次総合計画の策定にあたり、その方針を示すものです。

2. 計画策定の根拠

本市においては、平成 21 年 10 月に三郷市自治基本条例が施行され、この中で総合計画を策定することが定められています。

3. 計画策定にあたっての視点

1) 市民の信託と参加に基づく市政

本市においては、堅調に人口増加が続き、平成 29 年 11 月には人口 14 万人に到達しました。しかし、全国的には人口が減少していくと推計されています。少子高齢化の進展が予測され、将来を見据えた具体的な対策を示すことが必要であると考えます。

また、近年、市民の価値観やライフスタイルの変化、情報化の進展とともに、行政に対するニーズも多様化し、複雑なものになってきています。これらの変化に対応し、市民の理解度と地域力を高めていくには、市民、団体、企業、議会、執行機関等が自ら責務を自覚するとともに、参加と協働のまちづくりを積極的に進めていくことが重要です。よりよいまちづくりを行っていくには、市民が自らまちづくりに対し参加、協働できるよう情報共有や参加機会の提供、まちづくりへの行動支援をし、市民一人ひとりが自ら考え、行動していくことが必要です。

2) 健全な財政運営

本市の市税は 8 年連続で前年度を上回っており、今後も人口増加や区画整理地等の開発の進展に伴い、個人市民税や固定資産税など自主財源の増加が見込まれます。しかし、今後は公共施設等の老朽化による整備、更新、長寿命化対策に伴う費用が不足することが予測され、更には少子高齢化による社会保障費の支出増加傾向は避けられないものと考えます。このような厳しい財政状況を迎える中で、「選択と集中」による効果の高い施策・事業を優先的に実施するとともに、総合計画においては将来都市像実現に向け、実効性のある中長期的な視点を持ち策定することが必要となります。

3) 災害に対するリスクマネジメント

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大津波や原子力発電所の事故等、想定を超えた大規模災害が発生し、近年では、予測困難な局地的豪雨や竜巻災害等の発生が懸念されるほか、新たな脅威への対策の必要性が高まっています。

このことから、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013 年（平成 25 年）法律第 95 号）」が施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。本市においても、基本構想におけるまちの将来都市像を目指す上で、国が示すレジリエンスの考え方を踏まえ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくことが必要と考えます。

4) 国際的な視点を踏まえた取組み（SDGs）

国においては、2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標について、実施指針と 8 つの優先課題を掲げ、SDGs と地方創生を結びつけて取組みを始めています。一方で、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、本市においては、ギリシャ共和国のホストタウン登録がなされており、国境を越えた交流を深めています。このような状況の中、今後の市の取組みについては、様々な交流により地域の活性化を図るとともに、国際貢献に係る取組みを進めることが求められており、まちづくりに国際的な視点を踏まえながら、国際化の加速を図っていく必要があります。

5) 行政改革の推進

国では地方行政サービス改革において、ICT 分野（データ他利活用と働き方改革）を国家戦略として位置付け、各省庁では、AI/RPA 等を活用した様々な取り組みを開始しています。今後、最新テクノロジーである AI や RPA を活用し、少子高齢化の進行で予想される働き手不足への対応策や業務の大幅な効率化を図り、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが求められると考えます。本市においても、窓口業務などの民間委託の加速や、ICT 分野の導入・業務改革及び自治体間の境界を越えた広域化・共同化を推進し、公共サービスのイノベーションを実現するための検討が必要です。

4. 次期計画期間内での大きな行事

(1) 市制施行 50 周年

平成 34 年度（2022 年度）に市制施行 50 周年を迎えます。市制が始まり半世紀という大きな節目を迎えるにあたり、市民とともにこの節目を祝い、これまでの歩みを振り返り、市民がまちを知ることで、愛着や誇り（シビックプライド）の醸成へと繋げていく機会とします。

(2) (仮称) 三郷流山橋の供用開始

平成 35 年度（2023 年度）に供用開始予定となっております。スマートインターの整備と併せていくことで、地域活性化、地域経済の発展に繋がります。

5. 計画の構成及び期間

総合計画の構成は三郷市自治基本条例第 16 条に定められているように「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とします。

① 基本構想

まちづくりの理念や本市の将来都市像を明らかにし、それを実現するための基本的な施策を示すものです。各種行政計画はこの基本構想に基づき、策定・実施されます。平成 33 年度（2021 年度）を初年度として、期間を 10 年とします。

② 基本計画

基本構想に掲げる施策に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものです。前期と後期に分け、前期基本計画は平成 33 年度（2021 年度）を初年度とし、平成 37 年（2025 年度）を目標年度とする 5 ヶ年計画とします。後期基本計画は平成 38 年度（2026 年度）を初年度とし、平成 42 年度（2030 年度）を目標年度とする 5 ヶ年計画とします。

また、将来像を実現するため基本計画において、重点的かつ優先的に取り組む施策を位置付け、行政改革推進計画、国土強靱化地域計画を盛り込み一体とした計画とします。

③ 実施計画

基本計画に示された、施策の具体的な内容を明らかにするもので、事業計画や予算編成の指針になるものです。基本計画の前期と後期に対応する 3 ヶ年計画としますが、毎年度、社会経済環境の変化に柔軟に対応するため、PDCA サイクルを実施し、見直しを行うものとします。

【計画期間】

年度	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)	2028 (H40)	2029 (H41)	2030 (H42)
基本構想	基本構想（10 年間）									
基本計画	前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）				
実施計画	実施計画（3 年間）（毎年度見直し）									

6. 計画の策定体制

(1) 市民参加

① まちづくり委員会

市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとします。

② 市民フォーラム、ワークショップ

策定過程において、随時、市民フォーラム、ワークショップを開催し、第5次総合計画についての考え方や策定状況の情報提供を行い、また、それに対する市民の意見を収集して計画に反映させていきます。

③ 市民意見提出制度（パブリック・コメント手続）

第5次総合計画について、パブリック・コメント手続を行い、市民から広く意見を求め、提出された意見や要望などに対して、本市の考え方を公表し、併せて計画にも反映させていきます。

(2) 庁内組織体制

庁内組織は「策定委員会」「チームリーダー」「計画担当者」と3つの構成で検討を行います。

① 策定委員会

部長級職員による策定委員会を開催し、まちづくり委員会の検討資料となる素案を策定します。

② 策定チーム

各部においてチームを組織し、策定委員会の下部組織として、各分野の素案策定を行います。策定した素案は策定委員会での検討資料とします。

●チームリーダー

行政職給料表5級以上の職員とし、策定チーム内での素案とりまとめ、またチームの調整を図ります。

●計画担当者

各課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び監査委員事務局より、行政職給料表4級以上の職員を各1名選出し、計画策定にあたり、必要な作業、調整を図ります。

7. 策定スケジュール

主な策定スケジュールは別紙のとおりです。

(改訂) 三郷市版総合戦略策定方針

平成 31 年 4 月 12 日市長決裁

1 策定の趣旨

本市の将来的な人口問題に向けた対策として、平成 28 年度に策定した、三郷市版総合戦略（以下「総合戦略」という。）について平成 31 年度の計画期間終了に伴い、改訂を行おうとするものです。

平成 31 年度は、第 1 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における最終年度であり、国ではこれまでの地方創生の取組の成果や課題の調査・分析を踏まえて、Society5.0 の実現や SDGs 達成に向けた取組を始めとする現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向けた次期総合戦略を策定することとしています。

本市においても、現在の総合戦略の施策や K P I の進捗状況を十分検証した上で、本市の現状を踏まえ、また第 5 次三郷市総合計画との整合を図りながら、次期総合戦略の策定を進めることとします。

また、平成 28 年 3 月に策定している三郷市版人口ビジョンについても、見直しを行い、将来展望に則した総合戦略を策定します。

2 計画の概要

次期総合戦略は、第 5 次三郷市総合計画との整合を図り、内容は次のとおりとします。

(1) 位置づけ

本市の将来的な人口問題への対応に資するため、第 5 次三郷市総合計画に掲げる中で特に重点的に取り組む施策を定め、優先実行します。

(2) 計画期間

計画期間は、2020（平成 32 年度）年度から 2025（平成 37 年度）年度までとします。

(3) 基本目標

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている 4 つの基本目標と第 5 次三郷市総合計画との整合性を鑑み、基本目標を定めます。

(4) 策定体制

第 5 次三郷市総合計画の策定体制と同様に実施します。

【参考】まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版（内閣府）より

基本目標 ① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

基本目標 ② 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標 ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域
と地域を連携する